

2021 再計発第 68 号
2021 年 5 月 11 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、2021 年 1 月 29 日付け 2020 再計発第 317 号をもって申請しました、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付1に示すとおり変更する。また、別添「廃棄物管理施設保安規定新旧対照表」を、添付2に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

令和2年8月26日付け原規規発第2008261号にて許可された事業変更許可申請書を踏まえた新規制基準への対応のうち、工事等が必要な設備による対応を要しない運用について反映するため、2021年1月29日付け2020再計発第317号をもって申請した再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書について、記載の適正化を行う。

以 上

1. 変更の内容

令和3年3月4日付け原規規発第2103046号をもって認可を受けた再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の一部を別添のとおり変更する。

別添 廃棄物管理施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

(1) 事業変更許可申請書の記載事項の反映

令和2年8月26日付け原規規発第2008261号にて許可された事業変更許可申請書を踏まえ、新規制基準への対応を反映する。新規制基準への対応反映については、2段階の変更を計画しており、今回は、工事等が必要な設備による対応を要しない運用について反映する。

なお、設備対応の目処が立った時点で、設備対応が必要な事項等を反映する第2回の変更認可申請を実施する。

① 火災発生時の体制の整備の追加

火災が発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

② 火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加

巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

③ 火山影響等発生時の体制の整備の追加

火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

④ その他自然災害発生時の体制の整備の追加

廃棄物管理施設内においてその他自然災害が発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

⑤ 安全避難通路等に係る措置の追加

安全避難通路を整備し、避難用照明の配備を追加する。

⑥ 通信連絡に係る手順整備の追加

安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順の整備を追加する。

⑦ 管理区域入口付近への線量当量率等の表示の追加

管理区域の線量当量率等を管理区域入口付近へ表示することを追加する。

⑧ 従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加

測定した放射性物質濃度及びそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が認識できる場所に表示することを追加する。

⑨ 予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合の措置の追加

保守等により予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講じることを追加する。

(2) その他運用変更に係る変更

① ガラス固化体受入れ計画作成時のガラス固化体を他の貯蔵ピットに移動可能であることの確認の削除

貯蔵ピットの点検、工事等が必要となった場合のガラス固化体の取り扱いは、既認可の保安規定の第4章施設管理に基づき管理するため記載の適正化を図る。

(3) 記載の適正化

上記の変更に伴い、号番号を変更する。また、その他記載の適正化を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 1 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(30)</u> (略)</p> <p><u>(31)</u> 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p><u>(32)～(46)</u> (略)</p> <p><u>(47)</u> 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画 <u>及び</u> 事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p><u>(48)～(53)</u> (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p><u>(30) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p><u>(31)</u> (略)</p> <p><u>(32)</u> 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計 <u>並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備</u> に関する業務を行う。</p> <p><u>(33)～(47)</u> (略)</p> <p><u>(48)</u> 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、<u>事故等に係る記録 並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u> に関する業務を行う。</p> <p><u>(49)～(54)</u> (略)</p> <p><u>(55) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(56) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</u></p>	<p>・安全設計上想定される事故等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備等に係る職務の追加</p>
<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>①</u>ガラス固化体の受入れ計画</p> <p><u>②</u>第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p><u>③</u>保安教育の実施計画</p> <p><u>④</u>第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p><u>⑤</u>第59条に基づく定期的な評価の実施計画</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>①火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計画）</u></p> <p><u>②火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>③火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</u></p> <p><u>④</u>ガラス固化体の受入れ計画</p> <p><u>⑤</u>第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p><u>⑥</u>廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p><u>⑦</u>保安教育の実施計画</p> <p><u>⑧</u>定期的な評価の実施計画</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・安全設計上想定される事故等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備等に係る計画について、安全委員会審議対象に追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 2 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 12 条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の <u>対応内容</u> に関すること</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 12 条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p><u>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p><u>(2) 警報作動時の <u>措置</u> に関すること</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p>第 12 条の 3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な 10 名以上の要員の常駐を含む。）</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表 2 の 2 に示す設備等を含む。）</u></p> <p><u>(4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第 11 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・火災発生時の体制の整備の追加</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</u></p> <p>第 12 条の 4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 土木建築技術課長は、第 1 項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</u></p> <p><u>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</u></p>	<p>・火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 3 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u></p> <p><u>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の5 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・火山影響等発生時の体制の整備の追加</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(その他自然災害発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の6 技術課長は、その他自然災害（地震その他廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。）発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p>	<p>・その他自然災害発生時の体制の整備の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 4 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	
<p>(ガラス固化体の受入れ計画)</p> <p>第 13 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間 500 本を超えないこと。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である 2,880 本 (ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟においてそれぞれ 1,440 本) を超えないこと。</p> <p><u>(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての点検、工事等が必要になった場合に、点検、工事等の対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、点検、工事等の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なことを確認すること。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(ガラス固化体の受入れ計画)</p> <p>第 13 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間 500 本を超えないこと。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である 2,880 本 (ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟においてそれぞれ 1,440 本) を超えないこと。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>・記載の適正化 (貯蔵ピットの点検、工事等に係る作業管理は第 4 章施設管理に基づき実施するため削除)</p>
<p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講じること</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>・予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合の措置の追加</p>
<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は <u>添付 1</u> に示すものとする。</p>	<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は <u>添付 2</u> に示すものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別</p>	<p>・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 5 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</u></p> <p><u>6 環境管理課長は、第 2 項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域入口付近への線量当量率等の表示の追加 ・従業者が認識できる場所への放射性物質濃度等の表示の追加
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(通信連絡手順の整備)</u></p> <p><u>第49条の 2 技術課長は、安全設計上想定される事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p> <p><u>*：この規定において、「安全設計上想定される事故等」とは、安全設計上想定される事故及び安全設計上想定される事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡に係る手順整備の追加
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(安全避難通路等)</u></p> <p><u>第49条の 3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u></p> <p><u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全避難通路等に係る措置の追加
	<p><u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表 (6 / 14)

現 行	変更後	変更理由																																				
<p>別図1 保安に関する組織 (第4条関係)</p>	<p>別図1 保安に関する組織 (第4条関係)</p>	<p>・火災発生時の体制の整備追加による組織図の変更</p>																																				
<p>別表2 巡視点検を行う設備等 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備*</th> <th>巡視点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ガラス固化体受入れ設備</td> <td>(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況</td> </tr> <tr> <td>2 ガラス固化体貯蔵設備</td> <td>(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)</td> </tr> <tr> <td>3 計測制御設備</td> <td>(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>4 放射線監視設備</td> <td>(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>5 気体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態</td> </tr> <tr> <td>6 液体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 漏えいの有無</td> </tr> <tr> <td>7 固体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 固体廃棄物の保管状況</td> </tr> <tr> <td>8 その他</td> <td>電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無) 建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備*	巡視点検項目	1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況	2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)	3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)	4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)	5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態	6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無	7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況	8 その他	電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無) 建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)	<p>別表2 巡視点検を行う設備等 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備*¹</th> <th>巡視点検項目*²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ガラス固化体受入れ設備</td> <td>(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況</td> </tr> <tr> <td>2 ガラス固化体貯蔵設備</td> <td>(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)</td> </tr> <tr> <td>3 計測制御設備</td> <td>(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>4 放射線監視設備</td> <td>(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)</td> </tr> <tr> <td>5 気体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態</td> </tr> <tr> <td>6 液体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 漏えいの有無</td> </tr> <tr> <td>7 固体廃棄物の廃棄施設</td> <td>(1) 固体廃棄物の保管状況</td> </tr> <tr> <td>8 その他</td> <td>電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無) 建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備* ¹	巡視点検項目* ²	1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況	2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)	3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)	4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)	5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態	6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無	7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況	8 その他	電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無) 建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)	<p>・有毒ガス及び化学物質の漏えいの影響が制御室に及ぶおそれがある場合の施設の監視に係る資機材の確保及び手順の整備の追加</p>
対象設備*	巡視点検項目																																					
1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況																																					
2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)																																					
3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)																																					
4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)																																					
5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態																																					
6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無																																					
7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況																																					
8 その他	電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無) 建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)																																					
対象設備* ¹	巡視点検項目* ²																																					
1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無) (2) ガラス固化体検査室内の状況																																					
2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)																																					
3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)																																					
4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)																																					
5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無) (2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態																																					
6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無																																					
7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況																																					
8 その他	電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無) 建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)																																					

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 7 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由											
<p>*：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が巡視点検を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>* <u>1</u>：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が巡視点検を行う。</p> <p>* <u>2</u>：<u>有毒ガス、化学物質の漏えい等による影響が制御室に及ぶ場合に用いる資機材及び手順を整備し、施設の監視が実施できるようにする。</u></p>												
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p>別表2の2 初期消火活動に係る設備等（第12条の3関係）</p> <table border="1" data-bbox="1338 430 2053 619"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数 量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話 *<u>1</u></td> <td>1回線 *<u>2</u></td> <td>貯蔵管理課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車 *<u>3</u></td> <td>1台 *<u>4</u></td> <td rowspan="2">防災施設課長</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* <u>1</u>：制御室内に設置。</p> <p>* <u>2</u>：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>* <u>3</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有する。</p> <p>* <u>4</u>：点検又は故障の場合は、* <u>3</u>に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数 量	担当課長	衛星電話 * <u>1</u>	1回線 * <u>2</u>	貯蔵管理課長	化学消防自動車 * <u>3</u>	1台 * <u>4</u>	防災施設課長	泡消火薬剤	1,500リットル以上	<p>・火災発生時の体制の整備の追加</p>
設備等	数 量	担当課長											
衛星電話 * <u>1</u>	1回線 * <u>2</u>	貯蔵管理課長											
化学消防自動車 * <u>3</u>	1台 * <u>4</u>	防災施設課長											
泡消火薬剤	1,500リットル以上												
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p>添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連）</p> <p><u>1 火災</u></p> <p>防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><u>1. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p><u>a. 火災予防活動に関する要員</u></p> <p>各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p><u>b. 初期消火要員</u></p> <p>通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p><u>c. 自衛消防隊</u></p> <p>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消</p>	<p>・火災発生時の体制の整備の追加</p>											

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 8 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p><u>1. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(1) 火災防護教育</u></p> <p><u>防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</u></p> <p><u>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</u></p> <p><u>(2) 自衛消防隊による総合訓練</u></p> <p><u>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 操作員に対する教育訓練</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</u></p> <p><u>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</u></p> <p><u>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）</u></p> <p><u>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</u></p> <p><u>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備）</u></p> <p><u>(d) 消火設備</u></p> <p><u>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</u></p> <p><u>(f) 火災影響評価</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</u></p> <p><u>(4) 消防訓練</u></p> <p><u>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>1. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</u></p> <p><u>1. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 9 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>防護計画に以下の項目を含める。</u></p> <p><u>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</u></p> <p><u>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 火災が発生していない平常時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</u></p> <p><u>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p> <p><u>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</u></p> <p><u>e. 消火活動</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>f. 防火監視</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</u></p> <p><u>g. 可燃物の持込みと保管</u></p> <p><u>各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</u></p> <p><u>h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 10 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</u></p> <p><u>i. 火気作業</u></p> <p><u>各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</u></p> <p><u>(a) 火気作業前の計画作成</u></p> <p><u>(b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p><u>(c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</u></p> <p><u>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p><u>(e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</u></p> <p><u>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</u></p> <p><u>(g) 火気作業に関する教育</u></p> <p><u>j. 化学薬品の取扱い及び保管</u></p> <p><u>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</u></p> <p><u>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</u></p> <p><u>管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u></p> <p><u>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</u></p> <p><u>m. 消火活動に必要な設備の管理</u></p> <p><u>防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</u></p> <p><u>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u></p> <p><u>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</u></p> <p><u>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</u></p> <p><u>p. 外部火災に対する消火活動</u></p> <p><u>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</u></p> <p><u>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u></p> <p><u>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</u></p> <p><u>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 11 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</u></p> <p><u>1. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</u></p> <p><u>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>2 火山活動のモニタリング等</u></p> <p><u>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>2. 1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>2. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>2. 3 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u></p> <p><u>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</u></p> <p><u>(a) 対象火山の選定</u></p> <p><u>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</u></p> <p><u>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</u></p> <p><u>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</u></p> <p><u>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</u></p> <p><u>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</u></p>	<p>・火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（12 / 14）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</u></p> <p><u>2. 4 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>3 火山影響等発生時</u></p> <p><u>技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3. 1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</u></p> <p><u>3. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、火山影響等発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(3) 貯蔵管理課長は、課員に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練並びに火山事象より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>3. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>(1) 各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</u></p> <p><u>3. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 降下火砕物の侵入防止</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</u></p> <p><u>b. 降下火砕物の除去作業</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火</u></p>	<p>・火山影響等発生時の体制の整備の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 13 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</u></p> <p><u>c. 制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合の対策</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</u></p> <p><u>d. 降灰の廃棄物管理施設への影響確認</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合は、廃棄物管理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</u></p> <p><u>貯蔵管理課長及び係長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>3. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>*：火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>4 地震</u></p> <p><u>技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>4. 1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>4. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>4. 3 資機材の配備</u></p>	<p>・その他自然災害発生時の体制の整備の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 14 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</u></p> <p><u>4. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 波及的影響防止</u></p> <p><u>(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</u></p> <p><u>(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。</u></p> <p><u>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</u></p> <p><u>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</u></p> <p><u>イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u></p> <p><u>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</u></p> <p><u>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</u></p> <p><u>b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>4. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、4. 1から4. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術課長は、4. 1から4. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	
<p><u>添付1</u> 長期施設管理方針 (第28条関連)</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき <u>保守</u> 管理項目はなし</p>	<p><u>添付2</u> 長期施設管理方針 (第28条関連)</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき <u>施設</u> 管理項目はなし</p>	<p>・記載の適正化 ・誤記修正</p>